

採用スルニト  
昭和六年五月二十日

6. 5 18  
2467

勞組第一八三一號

昭和六年五月十一日

警視總監 高橋 宇雄

定

以給大生安達諸君

社會局長 官設

各廳府縣長官設

八七廳府縣

東京建設株式會社三河島前勞働爭議ニ關スル件 (第一條一書)

要旨一會社側が労働者を解雇したるに對し、労働者は自合期より應に復職を要求し、  
職工三〇名は復職を要求し、全労働組合、是れを遂げしむ。

標記工場ニ勞働爭議發生セルカ其ノ状況左ノ通り

記

一發生ノ場所 府下三河島町大字三河島七八〇番地

發生五、八 解決五、二一  
使用労働者三二〇  
母體参加者三一八  
關係労働組合全五三〇名